

第4章 保険に関する制度の企画・立案

第1節 保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討

銀行等による保険販売規制の見直しについて

1. 検討の背景

- (1) 平成13年4月 住宅ローン関連の信用生命保険・長期火災保険・債務返済支援保険(信用生命保険については引受保険会社が子会社又は兄弟会社である場合に限る)及び海外旅行傷害保険の販売が解禁。(併せて、信用供与の条件として保険募集を行う行為等を禁止する弊害防止措置が設けられた。)
- (2) 平成14年10月 個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険の販売が解禁。住宅ローン関連の信用生命保険に係る引受保険会社の限定を解除。(併せて、保険商品を購入しないことが他の取引に影響を及ぼさないことの顧客への説明等の弊害防止措置が設けられた。)
- (3) 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月閣議決定)において、銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和については、「引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる」とされた。

2. 金融審議会における検討

- (1) 銀行等による保険販売規制の見直しについては、本年1月に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、「保険に関する主な検討課題」の一つとして検討することとされ、第二部会の下に設置されている保険の基本問題に関するワーキンググループ(保険WG)において、検討を行うこととなった。
- (2) 保険WGでは、本年1月以降、商品の提供者や利用者等の関係者から広く意見を聴取するなど、幅広い観点から検討が行われ、その検討結果が3月31日に第二部会に報告されるとともに、同日、第二部会の報告として公表された。(資料4-1-1参照)
- (3) 報告では、「契約者や国民全体にとっての利益の増進という視点から、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにす

ることが適当であり、その際には、・・・弊害防止措置が適切に講じられることが前提となるとする意見が大勢を占めた」と提言された。

また、実施については、「本報告後例えば1年後から段階的に行うこととし、新たな弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら、遅くとも本報告後3年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であるとの意見が大勢を占めた。今後は、行政当局において、本報告の趣旨を踏まえ、速やかに適切な措置を講じるよう期待する」と提言された。

現在、金融庁においては、この報告の趣旨を踏まえ、実務面も踏まえた検討を行っているところである。

無認可共済への対応について

1．いわゆる無認可共済について

- (1) 共済とは、一定の地域または職域でつながる者が団体を構成し、将来発生するおそれのある一定の偶然の災害や不幸に対して共同の基金を形成し、これら災害や不幸の発生に際し一定の給付を行うことを約する制度と考えられており、その中には根拠法を有する共済と根拠法のない共済（いわゆる「無認可共済」）がある。
- (2) 根拠法を有する共済は、「他の法律に特別の規定のあるもの（保険業法第2条第1項）」などに該当することから、保険業法の規制は受けないが、これに代わる特別の法律による規制を受け、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行なっている。
- (3) これに対し、根拠法のない共済は、特定の者を対象としている場合、保険業に該当せず、免許を受けずに事業を行なっても保険業法違反にならないとされている。

2．金融審議会における検討

- (1) 無認可共済への対応については、本年1月に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、「保険に関する主な検討課題」の一つとして検討することとされた。
- (2) 第二部会からは、
 - 「a. 特別な根拠法に基づかず設立された任意団体で共済事業を行う、いわゆる「無認可共済」については、これまで自発的な共助を基礎とするものであり、その契約者を保護するための規制は基

本的に必要ないとされてきた。しかし、近年こうした事業の規模や形態が多様化しており、消費者保護の観点等から規制を求める声があるが、これについてどう考えるか。

- b. 仮に、規制が必要とする場合、どのような規制が適切か。保険会社の保険商品と同等の商品を広く多数の者に提供するような無認可共済が出てきており、一部では保険会社との競合が見られることも踏まえ、保険業法による保険会社の規制との関係をどのように考えるべきか。」

との検討項目が示され、具体的な検討は、保険WGにおいて行われることとされた。

- (3) 保険WGにおける検討は、6月までに4回行われている。この間、総務省からの報告(「根拠法のない共済に関する調査(中間取りまとめ結果)」)を受けるなど、幅広い観点から検討が行われており、6月22日の第二部会にこれまでの検討状況が報告されている。(資料4-1-2参照)

(注) 保険WGにおける審議状況

- 4月15日:(第1回目) 無認可共済の実態等の報告(生命保険協会、日本損害保険協会)、行政におけるこれまでの取組の説明等、自由討議
4月23日:(第2回目) 海外制度についての説明、自由討議
6月9日:(第3回目) 総務省から無認可共済に係る実態調査の中間報告、国民生活センター等からヒアリング、自由討議
6月18日:(第4回目) 自由討議

保険契約者保護制度の見直しについて

1. 検討の背景

- (1) 保険契約者保護制度は、保険会社が破綻した際にその保険契約の移転等に対して資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図る仕組みであり、平成10年に現行制度が創設された。
- (2) 生命保険契約者保護制度については、平成15年の保険業法の改正により、平成17年度までの3年間の措置として、政府補助も含めて5000億円の財源が用意されている。
- (3) 損害保険契約者保護制度については、規制改革推進3か年計画(再

改定)(平成15年3月閣議決定)において、「損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえ、上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて検討する」とされた。

2. 金融審議会における検討

(1) 保険契約者保護制度の見直しについては、本年1月に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、「保険に関する主な検討課題」の一つとして検討することとされた。

(2) 第二部会からは、

「 a .(生命保険契約者保護制度について、)・・・平成10年の制度創設以降の運用状況や、保険監督手法の充実、保険会社の破綻処理法制の整備等も踏まえ、平成18年度以降の財源措置のあり方を含めた保険契約者保護機構制度の見直しについて、どのように考えるか。

b .(損害保険契約者保護制度について、)・・・保険期間が短期である自動車保険等の損害保険については、保険契約の継続よりも、破綻後の一定期間について保険金の支払いを確保する方式の方が適当であるとの指摘があるが、どう考えるべきか。その際、損害保険会社も長期の貯蓄性商品を取り扱っていることや、医療保険等のいわゆる第三分野商品は生命保険会社も取り扱っていることについて、どのように考えるべきか。」

との検討項目が示され、具体的な検討は、保険WGにおいて行われることとされた。

(3) 保険WGにおける検討は、6月までに4回行われている。この間、関係者から意見を聴取するなど、幅広い観点から検討が行われており、6月22日の第二部会にこれまでの検討状況が報告されている。(資料4-1-3参照)

(注) 保険WGにおける審議状況

5月7日:(第1回目) 現行の仕組み、過去の破綻処理状況、海外制度について説明

5月13日:(第2回目) 関係者からの意見聴取

5月26日:(第3回目) 過去の議論の紹介、自由討議

6月18日:(第4回目) 自由討議

第2節 契約条件の変更（予定利率の引下げ）制度に関する規定整備

経緯

保険業の継続が困難となる蓋然性がある保険会社について契約条件の変更を可能とした改正保険業法の施行（平成15年8月24日施行）に伴い、所要の規定を整備した。

概要

- 1．変更対象外契約の範囲（保険業法施行令の一部改正）
契約条件の変更の対象外となる保険契約として、契約条件の変更の基準となる日において既に保険事故が発生している保険契約等を定めた。
- 2．契約条件の変更の限度（保険業法施行令の一部改正）
予定利率の変更の下限として、保険業法第240条の4第2項に規定する政令で定める率を年3パーセントとした。
- 3．契約条件の変更の手続（保険業法施行規則の一部改正）
契約条件の変更のための手続関係書類等に関して、所要の規定を整備した。
- 4．基金償却積立金の取崩しの手続（保険業法施行規則の一部改正）
基金償却積立金の取崩しに関する規定が設けられたことに伴い、所要の規定を整備した。